

大田原市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不登校児童生徒の社会的自立を支援することを目的とする大田原市フリースクール利用児童生徒支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、大田原市補助金等の交付に関する規則（昭和51年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に規定する不登校児童生徒をいう。
- (2) 保護者 児童生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）又はその監護を行う者をいう。
- (3) フリースクール 民間の団体が経営する不登校児童生徒の支援を主たる目的とした施設であって、次の要件を全て満たす施設とする。
 - ア 不登校児童生徒の社会的自立を目指し、学習活動、教育相談、体験活動等の活動を実施していること。
 - イ 不登校児童生徒が安全に活動するために必要な施設及び人員を備えていること。
 - ウ 不登校児童生徒が在籍する学校（以下「在籍学校」という。）の授業時間内に当該不登校児童生徒の受入れができること。
 - エ 不登校児童生徒の状況及び指導経過を保護者と共有し、及び連携することができること。
 - オ 市及び在籍学校と不登校児童生徒に係る情報を共有し、及び連携することができること。
 - カ 1年以上の運営実績があること（他の自治体での実績を含む。）。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、大田原市立学校の設置に関する条例（昭和39年条例第28号）第2条に規定する小学校又は中学校に在籍し、かつフリースクールを利用する不登校児童生徒の保護者であって、市内に住所を有するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、不登校児童生徒がフリースクールを利用する対価として、補助対象者がフリースクールに支払った次に掲げる費用とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護又は就学援助費等の支給を受けている世帯にあつては、当該保護又は支給を受けて

いる費用の相当分を除くものとする。

- (1) 授業料に相当する費用
- (2) 教材費の購入に要する費用
- (3) その他市長が必要と認める費用

2 前項の補助対象経費は、月額により算定する。

3 不登校児童生徒が月の初日から末日までの期間の全日数にわたってフリースクールを利用しなかったときは、当該月に係る補助金は交付しない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、1月当たり1万円を上限に予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、大田原市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) フリースクールの概要及び利用料金が分かる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査をし、交付の可否を決定したときは、大田原市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 規則第6条の規定により、フリースクールを利用した日が在籍学校の学校長により指導要録上出席扱いとされることを交付の条件とする。

(補助対象期間)

第8条 補助金の交付の対象となる期間は、フリースクールの利用を開始した日(以下「利用開始日」という。)の属する月の1日から利用開始日の属する年度の末日までとする。

(申請内容の変更及び利用の中止等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、第6条の規定により行った申請の内容について変更が生じたときは、大田原市フリースクール利用児童生徒支援補助金変更交付申請書(様式第3号)に変更内容が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第7条の規定は、前項の変更交付申請に対する決定について準用する。

3 交付決定者は、第3条に規定する補助対象者に該当しなくなったとき及びフリースクールの利用を中止したときは、速やかにフリースクール利用中止等の届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、第8条に規定する補助対象期間の属する年度において、半年に1回、大田原市フリースクール利用児童生徒支援補助金実績報告書（様式第5号）に、補助対象経費の内訳が分かる書類及び支払が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告は、1会計年度につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに提出しなければならない。

(1) 4月から9月までの利用分 10月15日

(2) 10月から翌年の3月までの利用分 3月31日

3 前2項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、1会計年度につき1回の提出とすることができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。